

旭川医科大学病院さわやか行政サービス推進委員会要項を廃止する要項

(令和5年4月12日病院長裁定)

旭川医科大学病院さわやか行政サービス推進委員会要項(平成16年4月1日病院長裁定)は、廃止する。

附 則

この要項は、令和5年4月12(新規制定)日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

【制定理由】

本学病院に置かれる委員会の見直しに伴い、本要項を廃止するものである。